

広島サッカースタジアム指定管理者候補者の公募要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島サッカースタジアム 広島市中区基町15番2-1号
- (2) 設置目的
都心に立地する「街なかスタジアム」という特性をいかし、サッカーを始めとするスポーツの試合、競技会等の開催の場を提供することにより、その普及及び振興を図るとともに、多目的かつ多機能化を図り、広域から人が集まることで、年間を通じた広島のにぎわいの創出に寄与することを目的とする。

2 募集の概要

- (1) 募集期間
令和4年10月7日～令和4年12月15日
- (2) 指定期間
令和5年12月28日～令和15年3月31日
- (3) 管理の基準
 - ア 休場日 12月29日から翌年1月3日まで
 - イ 開場時間 午前9時から午後9時まで
 - ウ 特記事項
申請者から休場日や開場時間の変更について提案を受ける。
- (4) 業務の内容等
 - ア スタジアムの使用の許可に関すること。(年間使用調整、施設及び附属設備の使用許可、使用指導等)
 - イ スタジアムへの入場の制限に関すること。(管理運営上支障がある場合等の入場拒否又は退場命令)
 - ウ スタジアムにおける行為の許可に関すること。(行商、出店、広告物の表示等の許可)
 - エ スタジアムの特別設備の設置等の許可に関すること。(施設使用者が持ち込む音響、照明機器等の設置等許可)
 - オ スタジアムの施設及び設備の維持管理に関すること。(保守管理、警備、清掃、修繕、フィールドの芝生管理等)
 - カ その他市長が定める業務(災害時及び緊急時等の対応等)
 - キ 特記事項
 - (ア) 基本計画やこれまでの建設経緯、施設の特性等を踏まえ、広島の新たなシンボルとして世界に誇れる施設を目指すこと、使用調整を図り公平性のある施設運営を行うこと、スタンド下の多機能化施設を活用し魅力的なにぎわい機能を導入すること、地域住民の生活環境等に十分に配慮した運営を行うこと、民間事業者のノウハウ等をいかした事業展開により収益性の確保に努めることなどスタジアム特有の事項に十分留意して管理運営を行うこと。
 - (イ) 利用料金制を導入する。
 - (ロ) 自主事業として、多機能化施設や売店の設置・運営、また、スポーツの普及振興やにぎわい創出を目的としたイベントの実施等を行うこと。

自主事業の内容は、基本計画や関係者の意見等を踏まえ、年間を通じて幅広い世代の県民・市民など多くの集客が見込める提案や、平和やスポーツの歴史等を発信する提案(カフェ、レストラン、ミュージアム等)、平和記念公園から紙屋町・八丁堀地区周辺に至る回遊性の向上に資する提案などを求める。

なお、指定期間の満了又は指定の取り消しにより、指定管理者が設置した多機能化施設、売店等の管理を行わなくなった場合は、原則、原状回復し返還しなければならない。
 - (ハ) 申請者から市が示す基準値(スタジアムの集客目標)を達成するための利用促進策として、上記(ロ)自主事業に加えて有効な取組の提案を求める。
 - (ニ) スタジアムの管理運営に関連して指定管理者が行う業務として、隣接する中央公園広場エリアの指定管理者と連携しスタジアムと中央公園広場エリアの一体的な運営を行うとともに、市や県等が参画した運営協議会を組成し、一体的なにぎわい創出に努めること。

また、中央公園内の各施設管理者で構成する協議会に参画し中央公園全体の魅力向上に向けた取組(中央公園の回遊性の向上等)を行うこと。
 - (ホ) 指定期間開始前に必要な年間使用調整、使用申込受付などの準備業務について、指定管理者と別途委託契約を締結する。
 - (ヘ) 指定期間が終了するに当たって、新たな指定管理者が指定された場合は、業務内容等の引継を行うこと。
- (5) 配置人員
 - ア 6人を標準とする。また、自主事業に係る人員は別途配置すること。
 - イ 総括責任者は、国際大会又は全国規模の大会の管理運営に携わった経験者を配置すること。
 - ウ 防火管理者など施設の管理運営に当たり、法令等により必要となる資格について、それぞれ有資格者を配置すること。
- (6) 指定管理料の上限額(9年3か月間分)
4億9,900万円
なお、指定管理期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。

- (7) 指定管理料の支払方法
 ア 指定管理料は、原則、前金払とする。
 なお、指定管理者の申し出によって、概算払とすることができる。
 イ 支払は、毎月払とする。
- (8) 市への納付額の下限額（9年3か月間分）
 12億5,800万円
 上記の納付額には、自主事業の実施（多機能化施設及び売店等の設置運営）に係る目的外使用料を含む。
- (9) その他留意事項
 スタジアムの建設場所は国有地であり、国と市との間で国有財産無償貸付契約を締結しているが、専ら収益を得ることを目的として特定の者が恒常的に施設（一般の施設利用者の利便向上を図るための施設等を除く。）を専用使用するなど無償貸付の用途に当たらない場合、当該使用部分について土地貸付料が生じ、市から国への納付が必要となる。
 そのため、施設を使用する内容によっては、市が施設使用者から土地貸付料相当額を徴収する場合がある。
- (10) 評価基準
 ア 欠格事項
 申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。
 (ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
 (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
 (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
 (エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
 (オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）
- イ 評価項目・配点

評 価 項 目	配 点
【利用者の平等利用を確保することができること。】 [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。	5点
【施設効用が最大限に発揮されること。】 [評価のポイント] ① 事業の内容は施設の設置目的等の達成に向け、具体的かつ効果的なものになっているか。 ② 施設の利用促進及び収益増に向けた取組が具体的かつ効果的なものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ④ 施設の維持管理に関する計画が適切なものになっているか。 ⑤ 利用料金の設定等は利用者サービスを考慮したものになっているか。	50点
【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 [評価のポイント] ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理運営の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	30点
【管理経費の縮減及び市への納付額】 ① 指定管理料の提案額が上限額を超える場合又は市への納付額の提案額が下限額を下回る場合は、0点とする。 ② 指定管理料の提案額が下限額を下回る場合又は市への納付額の提案額が上限額を超える場合は、調査の結果、業務が適正に履行されないおそれがあると認められるときは0点とする。 ③ 上記①、②以外の場合は、次の算式により採点する。ただし、その数値が1未満の場合は1点とし、15を超える場合は満点（15点）とする。 [算式] $\left[\frac{\text{提案額}(\times 1) - \text{下限額}(\times 2)}{\text{上限額}(\times 3) - \text{下限額}(\times 2)} \times 15 \text{点} \right] \quad \text{小数点第2位を四捨五入}$ (※1)：市への納付額の提案額 — 指定管理料の提案額 (※2)：市への納付額の下限額 — 指定管理料の上限額 (※3)：市への納付額の上限額 — 指定管理料の下限額	15点
計	100点

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 加点減点項目・配点

【障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率が2.3%を超えて3.45%未満の場合は4点加点 ② 障害者雇用率が3.45%以上で4.6%未満の場合は7点加点 ③ 障害者雇用率が4.6%以上の場合は10点加点 ④ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合は2点減点	公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.3%→2.6%」「3.45%→3.9%」「4.6%→5.2%」と読み替える。
【環境問題への配慮】 ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション21を取得している場合は5点加点	
【男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点 ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は2点加点 ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点 ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合は2点加点	
【地域貢献度】 ① 広島市内に、本店がある場合は4点、本店がなく支店がある場合は2点、その他事業所等がある場合は1点を加点する。 ② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、8割以上の場合は3点、5割以上で8割未満の場合は2点、2割以上で5割未満の場合は1点を加点する。	
上記の項目の合計得点に0.5を乗じたものを加点減点項目全体の得点とする。	

※ ジョイント方式により構成された団体の場合、加点項目は全社が当該項目に該当する場合に加点し、減点項目は1社でも当該項目に該当する場合に減点する。

※ 【障害者雇用率の達成】については、障害者雇用状況報告書の作成義務がない団体であっても加点対象とする。

※ 【地域貢献度】の①については、事業活動を行っている事業所等があれば雇用が創出され、地域経済の活性化につながることから加点している。このため、事業所等の登記を行っている場合であっても、本市が調査した結果、事業活動の実体がないと判断したときは加点しない。

(11) 業務実施状況評価が低評価である場合のペナルティについて

指定期間の1年目※より8年目までの間に、2年連続して業務実施状況評価が低評価（C又はD）となった場合は、次期指定管理者候補者の公募（当該施設の公募に限る。）に対する応募資格を与えないものとする。

※ 上記(11)に記載する「1年目」とは、令和5年12月28日～令和6年3月31日の期間とする。